

2026年 8 月 5 日

大阪市教育長 多田 勝哉 様



学校施設バリアフリー化推進に関する要望書

障害者の自立と完全参加をめざす

大阪連絡会議（障大連）代表 西尾元秀

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。貴職におかれましては、日頃より、障害のある子どもを含む、全ての子どもたちの教育の保障にご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

私たち障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議（障大連）は、国際障害者年の前年1980年に設立し、障害の種別や程度にかかわらず「すべての障害者の権利獲得と地域生活を実現する」ことを目標に、活動を続けている団体です。

2025（R7）年8月22日、文部科学省より「学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について」という通知が示されました。2030（R12）年度末までに、これまでの公立小中学校等施設における整備目標の以下の点について「早期に達成する」ことが掲げられています。

- ・避難所指定の全ての学校で、車いすトイレを設置すること
- ・全ての学校で、スロープ等による段差解消
- ・要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校でエレベーター設置

さらに、この整備目標の達成に向けて

- ・2030（R12）年度までに原則全ての学校設置者において、バリアフリー化に関する整備計画や方針が策定されること
- ・2030（R12）年度時点で新築・改築、大規模改修の整備を検討している学校設置者において当事者参画が実施されること

が、新しく「取り組み目標」として設定されました。

大阪府教育庁は、障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と「ともに学び・ともに育つ」教育を原則として掲げており、また市町村教育委員会においても同様に、本人保護者の意向を最大限尊重する就学相談が、行われていることと存じます。

学校バリアフリー化についても、その必要性・重要性を認識し、整備を進めて頂いていると思いますが、全体的に見ますとまだまだ充分ではない状態です。今回の文科省の通知により、インクルーシブ教育の環境整備だけでなく、避難所等、地域コミュニティの拠点として学校のバリアフリー化が進められることについても、障害者団体として大きな期待を持っております。

学校施設のバリアフリー化がより良く進みますよう、要望書を提出いたします。

ご多忙のところ恐れ入りますが、本要望書への回答を2026年9月30日（水）までに、文末にありますメールアドレスへ、文書にていただきますよう、お願い申し上げます。

1. 整備状況の情報公開について

文部科学省の調査によって公立の小中学校のバリアフリー状況が調査されました。貴自治体所管小中学校の校舎及び屋内運動場のエレベーター（複数棟の場合は棟ごとの基数）、多目的トイレ（各階）、スロープ（昇降口から全ての教室へのアクセスが可能なもの）の設置状況についてご回答ください。

2. 整備計画の策定について

2030年度末までに、国が示した整備目標の達成に対応したバリアフリー化に関する整備計画や方針が策定されることが求められています。要配慮児童生徒等が在籍する学校のエレベーター設置なども含む、貴自治体の整備計画の策定予定についてご回答ください。整備計画の作成予定がない場合は、整備計画の策定を行なってください。

また通知には、「学校施設のバリアフリー化を計画的に推進するためには、当該地方公共団体における全体的な中・長期の行政計画やバリアフリー化整備計画等の上位計画との整合を図りつつ、学校、家庭・地域（自治会、障害者団体等）、行政（教育委員会、営繕部局、都市計画部局、財政部局、防災部局等）等の参画により、幅広く関係者の理解・合意を得ながら、学校施設のバリアフリー化に関する整備計画を策定することが重要です。」とあります。整備計画の策定に際して障害当事者が参画できるようにしてください。

3. 基礎的整備であるエレベーターの設置について

通知では、「特にエレベーターの設置については、配慮を要する児童生徒等の垂直移動の基礎的整備であることから、その重要性を十分に認識し、計画するようお願いします」と要請し、さらに続けて、「その際、技術的な事情等により早期にエレベーターの整備が行えない場合にも、当面の措置として、法令適合の段差解消機等の活用も含めてきめ細かに計画するようお願いします。なお、簡易な階段昇降機や階段昇降車は、バリアフリー法に基づくエレベーターの定義に含まれていないことに留意しつつ、法令に基づいたエレベーター等を整備するようお願いします」と、キャタピラ式階段昇降機などがバリアフリー法の定義に含まれていないことも明確にしています。通知に沿ったエレベーター設置、もしくは当面の措置として法令適合の段差解消機等を活用することで、配慮を要する児童生徒等の垂直移動がスムーズに行えるよう整備を進めてください。

また、エレベーター設置工事には時間がかかることから、保育所・幼稚園と連携して要配慮児童生徒の入学予定を早期に把握し整備するようにしてください。

4. 障害当事者参画のもと学校バリアチェックと改善計画

障害当事者抜きにバリアフリー化が進められた際、障害当事者にとって使いにく

いものができてしまうことや、改善して欲しい場所が改善されないという事例が多々あります。特に、「2030（令和12）年度時点で新築・改築、大規模改修の整備を検討している学校設置者において当事者参画が実施されること」を目標とされているため、とりわけ要配慮児童生徒等が、在籍もしくは在籍予定の学校のバリアチェックと改善計画の策定を障害当事者参画のもとで行なってください。

5. 整備計画の進捗確認と評価の第三者委員会設置について

バリアフリー法では2018年（平成30年）に当事者参画をより一層重視する改正を行い、評価会議を設置し、当事者による評価と改善を進めてきています。当事者参画によってより使いやすい施設や公共交通が増えてきている実例があります。学校施設バリアフリー化についても、整備計画策定後、その進捗や整備内容について評価する第三者委員会を設置し、第三者委員会の構成委員には障害当事者を参画させてください。

※当事者参画ガイドラインの該当部分

「当事者とは、原則としてすべての施設利用者を指すが、多様なニーズを反映したり質の高い施設整備を進めるためには、施設の利用にあたって多くの制約を受ける障害者からのニーズを丁寧に吸い上げることができる人選を行うことが重要」

6. 公立小中学校等以外の学校施設における整備目標について

インクルーシブ教育の環境整備としてだけでなく、避難所等、地域コミュニティの拠点として学校のバリアフリー化を進めていくために、公立小中学校等以外の学校施設（私学、幼稚園や高等学校、大学、高専等）などにおいても、大阪府と連携をとりながら公立小中学校等の整備目標を参考にしつつ、取組を進めてください。

以上、何とぞよろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について（通知）
- ・学校施設に対するエレベーターの国の整備目標に係る留意事項（別添3）

【連絡先】

団体名：障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議（障大連）
住 所：〒558-0013 大阪市東成区中道1-3-59 府立情報コミュニケーションセンター 3F
電 話：06-6748-0646 F A X：06-6748-0673
メール：npo-oil@mbd.nifty.com
担 当：西尾

（以上）